

令和7年度 第3回
静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会

日時：令和7年12月23日（火）

午後2時から

場所：静岡市役所清水庁舎3階

第1会議室

次 第

- 1 開会の挨拶
- 2 審議事項
 - (1) 特別支援学級新設に伴う通学区域の変更について
 - (2) 学びの多様化学校設置に伴う通学区域の設定について
- 3 閉会の挨拶

令和7年度通学区域審議会 委員名簿

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学識経験者	モチヅキ トシアキ 望月 俊昭	常葉大学准教授	3	2
保護者	スギヤマ アサミ 杉山 麻実	静岡市PTA連絡協議会副会長	2	2
保護者	ツゲイ トクオ 告井 督夫	静岡市PTA連絡協議会理事	1	1
市民	モチヅキ ヒデオ 望月 英夫	元市職員	5	3
市民	アラ トシコ 荒 壽子	元教員	3	2
校長	イセキ チエ 井関 智恵	静岡市立清水第三中学校長	2	2
校長	スギハラ カズコ 杉原 和子	静岡市立安倍口小学校長	1	1
教育長が必要と認める者	ナカムラ ミツル 中村 満	静岡市自治会連合会副会長 【葵区】	4	3
教育長が必要と認める者	イシダ ユキヒコ 石田 幸彦	静岡市自治会連合会常任理事 【駿河区】	0	1
教育長が必要と認める者	オオイシ シンヤ 大石 眞也	静岡市自治会連合会常任理事 【清水区】	1	1

※在職年数は令和8年5月31日現在で記載

令和7年度 第3回 通学区域審議会 座席表

令和7年12月23日(火) 午後2時00分～

清水庁舎3階 第1会議室

委員長

望月 俊昭 様

学識経験者

望月 英夫 様

市民

荒 壽子 様

市民

中村 満 様

静岡市自治会連合会副会長

石田 幸彦 様

静岡市自治会連合会常任理事

大石 眞也 様

静岡市自治会連合会常任理事

副委員長

杉山 麻実 様

市PTA連絡協議会副会長

告井 督夫 様

市PTA連絡協議会理事

井関 智恵 様

清水第三中学校長

杉原 和子 様

安倍口小学校長

事務局①

児童生徒支援課長

特別支援教育センター所長

事務局②

(児童生徒支援課 学事係、学校教育課 学びの多様化推進室)

傍聴席 (10名まで)

受付

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 趣 旨

この要領は、市民の意見を市政に反映する機会を拡充し、市政に対する市民の理解と関心を深めるとともに、市民参画の推進を図るため、附属機関等（静岡市における附属機関等に関する指針（平成 19 年 4 月 1 日施行）に規定する附属機関等をいう。以下同じ。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開の基準

- (1) 会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が静岡市情報公開条例（平成 15 年静岡市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。
- (2) 前号ただし書に規定する内容について審議等を行う場合であっても、当該内容が、条例第 9 条に該当すると当該附属機関等が認めるときは、当該会議を公開することができる。

3 公開・非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、前項に定める会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議において行うものとする。
- (2) 附属機関等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 公開の方法

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めること等の方法により行うものとする。
- (2) 会議の傍聴を認める場合は、傍聴定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) その他会議の傍聴について必要な事項は、当該附属機関等が定めるものとする。

5 会議開催の周知

附属機関等の所管課は、会議の開催に当たっては、公開・非公開の別にかかわらず、当該会議開催日の 3 週間前までに、次の事項を市のホームページ等に掲示するとともに、必要に応じて報道機関に資料を提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由

- (7) 傍聴者の定員及び希望者が定員を超えた場合の処置
- (8) 傍聴手続
- (9) その他必要な事項

6 会議録の作成

- (1) 附属機関等は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに別記様式により、会議録を作成しなければならない。
- (2) 会議録の作成に当たっては、特に必要があると認められる場合を除き、要約を記録するものとする。
- (3) 発言者名は、特別な理由がある場合を除き、明確に記録するものとする。
- (4) 会議録の内容については、会長や出席委員等の確認をとり、これを作成するものとする。

7 会議録等の公表

- (1) 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、作成後速やかに公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録等のうち、会議終了後においてもなお条例第7条各号の規定に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。
- (2) 会議録等の公表は、市のホームページへの掲載等により行うものとする。
- (3) 前号の規定による、市のホームページへの掲載の期間は、会議を開催した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、所管課長が期間を延長する必要があると認める場合には、総務局総務課と協議するものとする。

8 特別の定めのある場合の取扱い

附属機関等の会議の公開等について法令又は市の条例、規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日以降に開催される附属機関等の会議について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

<審議事項>

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立清水三保第一小学校に新設し、静岡市立清水三保第一小学校（知）及び静岡市立清水三保第二小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校	静岡市立清水三保第一小学校
		静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立番町小学校に新設し、静岡市立番町小学校（自・情）及び静岡市立新通小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校及び静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校	静岡市立番町小学校
		静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校

- (2) 静岡市立安西小学校に新設し、静岡市立安西小学校（自・情）及び静岡市立井宮小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校及び静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校	静岡市立安西小学校
		静岡市立井宮小学校	静岡市立井宮小学校

- (3) 静岡市立服織西小学校に新設し、静岡市立服織小学校（自・情）及び静岡市立服織西小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校、静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小学校、静岡市立南藁科小学校及び静岡市立大川小学校	静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校及び静岡市立南藁科小学校
		静岡市立服織西小学校	静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小学校及び静岡市立大川

			小学校
--	--	--	-----

(4) 静岡市立清水袖師小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）及び静岡市立清水袖師小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校
		静岡市立清水袖師小学校	静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校

(5) 静岡市立清水小学校に新設し、静岡市立清水小学校（自・情）及び静岡市立清水不二見小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校	静岡市立清水小学校
		静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水不二見小学校

3 学びの多様化学校の新設に伴う通学区域の設定

(1) 静岡市立末広中学校に新設し、静岡市立末広中学校（多様化）の通学区域を設定する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
—	—	静岡市立末広中学校	市内全域の静岡市立中学校

4 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

5 施行日 令和8年4月1日

4 学級編制について

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童・生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	35人
	2の学年の児童で編制する学級 (第1学年の児童を含む学級)	16人 (8人)
	学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人

【静岡市型 35人学級編制】

中学校全学年は、2学級以上、かつ1学級の平均人数が35人を超える場合には、1学級35人以下の学級を編制することができる。

[小学校] 2の学年の間に児童の存しない学年があるもの（いわゆる飛び複式学級）については、いずれか1の学年の児童の数が8人（第1学年児童を含む学級の場合は4人）を超えるものは、当該2個学年の児童で学級を編制しない。

[中学校] 2の学年の間に生徒の存しない学年があるもの（いわゆる飛び複式学級）については、いずれか1の学年の生徒の数が4人を超えるものについては、当該2個学年の生徒で学級を編制しない。

7 特別支援学級通学区域一覧表（令和7年度）

【知的障害特別支援学級】

（1）小学校

No	小学校名	通学区域の小学校名
1	新通小	新通小、番町小
2	伝馬町小	伝馬町小
3	葵小	葵小、安東小
4	横内小	横内小
5	田町小	田町小
6	駒形小	駒形小
7	井宮小	井宮小、安西小
8	賤機南小	賤機南小、賤機中小、賤機北小、大河内小、梅ヶ島小 玉川小、井川小
9	千代田小	千代田小
10	麻機小	麻機小
11	西奈小	西奈小、北沼上小
12	松野小	松野小
13	安倍口小	安倍口小、美和小
14	足久保小	足久保小
15	服織小	服織小、服織西小
16	中藁科小	中藁科小
17	南藁科小	南藁科小
18	竜南小	竜南小
19	（休級）	梅ヶ島小
20	（休級）	大川小
21	井宮北小	井宮北小
22	千代田東小	千代田東小
23	西奈南小	西奈南小
24	城北小	城北小
25	森下小	森下小
26	中田小	中田小
27	中島小	中島小
28	東豊田小	東豊田小
29	西豊田小	西豊田小
30	大里東小	大里東小

No	小学校名	通学区域の小学校名
31	大里西小	大里西小
32	大谷小	大谷小、久能小
33	東源台小（新設）	東源台小
34	長田西小	長田西小
35	長田南小	長田南小
36	富士見小	富士見小
37	南部小	南部小
38	長田東小	長田東小
39	長田北小	長田北小
40	川原小	川原小
41	宮竹小	宮竹小
42	清水江尻小	清水江尻小、清水辻小
43	清水入江小	清水入江小
44	清水浜田小	清水浜田小
45	清水岡小	清水岡小
46	清水船越小	清水船越小
47	清水小	清水小
48	清水不二見小	清水不二見小
49	清水駒越小（新設）	清水駒越小
50	清水三保第二小	清水三保第二小、 <u>清水三保第一小</u>
51	清水飯田小	清水飯田小
52	清水飯田東小	清水飯田東小
53	清水高部小	清水高部小
54	清水高部東小	清水高部東小
55	清水有度第一小	清水有度第一小
56	清水有度第二小	清水有度第二小
57	清水袖師小	清水袖師小
58	清水庵原小	清水庵原小
59	清水興津小	清水興津小
60	清水小島小	清水小島小、清水小河内小、清水宍原小、清水両河内小
61	蒲原東小	蒲原東小、蒲原西小
62	由比小	由比小、由比北小

(2) 中学校

No	中学校名	通学区域の中中学校名
1	籠上中	籠上中
2	城内中	城内中、末広中、安東中
3	東中	東中
4	賤機中	賤機中、大河内中、梅ヶ島中
5	西奈中	西奈中
6	安倍川中	安倍川中
7	美和中	美和中
8	服織中	服織中
9	藁科中	藁科中、大川中
10	梅ヶ島中	(休級)
11	玉川中	玉川中、井川中
12	観山中	観山中
13	竜爪中	竜爪中
14	大里中	大里中
15	豊田中	豊田中
16	東豊田中	東豊田中
17	高松中	高松中
18	長田西中	長田西中
19	長田南中	長田南中
20	南中	南中
21	城山中	城山中
22	中島中	中島中
23	清水第一中	清水第一中
24	清水第二中	清水第二中
25	清水第三中	清水第三中、清水第四中
26	清水第五中	清水第五中
27	清水第六中	清水第六中
28	清水第七中	清水第七中
29	清水第八中	清水第八中
30	清水飯田中	清水飯田中
31	清水袖師中	清水袖師中
32	清水庵原中	清水庵原中
33	清水興津中	清水興津中
34	清水小島中	清水小島中、清水両河内中
35	蒲原中	蒲原中
36	由比中	由比中

【自閉症・情緒障害特別支援学級】

(1) 小学校

No	小学校名	通学区域の小学校名
1	新通小	新通小、番町小
2	伝馬町小	伝馬町小
3	葵小	葵小、安東小
4	横内小	横内小
5	田町小	田町小
6	駒形小（新設）	駒形小
7	井宮小	安西小、井宮小
8	賤機南小	賤機南小、賤機中小、賤機北小、松野小、大河内小、梅ヶ島小、玉川小、井川小
9	千代田小	千代田小
10	麻機小	麻機小
11	西奈小	西奈小、北沼上小
12	安倍口小	安倍口小、足久保小、美和小
13	服織小	服織小、服織西小、中藁科小、南藁科小、大川小
14	竜南小	竜南小
15	井宮北小	井宮北小
16	千代田東小	千代田東小
17	西奈南小	西奈南小
18	城北小	城北小
19	森下小	森下小
20	中田小	中田小
21	中島小	中島小
22	東豊田小	東豊田小
23	西豊田小	西豊田小
24	大里東小	大里東小
25	大里西小	大里西小
26	大谷小	大谷小、久能小
27	東源台小	東源台小
28	長田西小	長田西小
29	長田南小	長田南小
30	富士見小	富士見小
31	南部小	南部小
32	長田東小	長田東小
33	長田北小	長田北小
34	川原小	川原小
35	宮竹小	宮竹小

36	清水辻小	清水辻小、 <u>清水袖師小</u> 、 <u>清水庵原小</u>
37	清水江尻小	清水江尻小
38	清水入江小	清水入江小
39	清水浜田小	清水浜田小
40	清水岡小	清水岡小
41	清水船越小	清水船越小
42	清水不二見小	清水不二見小、 <u>清水小</u>
43	清水駒越小	清水駒越小
44	清水三保第一小	清水三保第一小、清水三保第二小
45	清水飯田小	清水飯田小
46	清水飯田東小	清水飯田東小
47	清水高部小	清水高部小
48	清水高部東小	清水高部東小
49	清水有度第一小	清水有度第一小
50	清水有度第二小	清水有度第二小
51	清水興津小	清水興津小、清水小島小、清水小河内小、清水宍原小、清水両河内小
52	蒲原東小	蒲原東小、蒲原西小
53	由比小	由比小、由比北小

(2) 中学校

No	中学校名	通学区域の中中学校名
1	籠上中	籠上中、美和中
2	安倍川中	安倍川中
3	城内中	城内中、末広中、安東中、観山中
4	東中	東中
5	西奈中	西奈中
6	賤機中	賤機中、大河内中、梅ヶ島中、玉川中、井川中
7	服織中	服織中、藁科中、大川中
8	竜爪中	竜爪中
9	大里中	大里中
10	中島中	中島中
11	豊田中	豊田中
12	東豊田中	東豊田中
13	高松中	高松中
14	長田西中	長田西中
15	長田南中	長田南中、城山中
16	南中	南中
17	城山中	城山中
18	清水第一中（新設）	清水第一中、清水袖師中、清水庵原中
19	清水第二中	清水第二中
20	清水第三中	清水第三中
21	清水第四中	清水第四中
22	清水第五中	清水第五中
23	清水第六中	清水第六中
24	清水第七中	清水第七中
25	清水第八中	清水第八中
26	清水飯田中	清水飯田中
27	清水興津中	清水興津中、清水小島中、清水両河内中
28	蒲原中	蒲原中
29	由比中	由比中

【弱視特別支援学級】

小学校名	通学区域
(休級)	伝馬町小

学びの多様化学校 静岡市立末広中学校分教室

内容は今後変更となる可能性があります。
変更があった場合は、HP等に掲載いたします。

「学びの多様化学校」とは……

様々な理由で学校に行きづらい子どもたちに学びの場を保障し、社会的自立を支えるための学校です。

ゆったりとした学校生活

余裕をもてる授業時数
ゆとりある登校時刻
校則のない学校生活

自分のペースでの学び

何度でもできる学び直し
「やってみたい」を実現する授業
ICTを活用した学習

安心できる空間

ゆったりとした教室環境
個別学習の空間
くつろげる協働空間

静岡市立末広中学校分教室学びの多様化学校

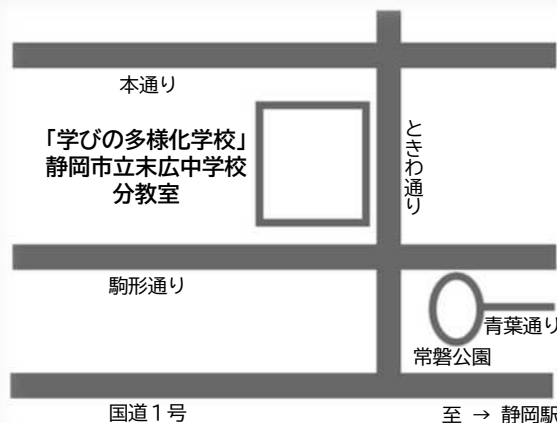
校 種：中学校
開校時期：令和8年4月予定
生徒数：各学年16名程度 計48名程度
学級数：各学年1クラス
場 所：静岡市立新通小学校 東校舎3・4階

【令和8年度の入学について】

以下の①～⑤の要件にすべて当てはまる生徒で、入学を希望する生徒に対し、本人及びその保護者との面談を行い、静岡教育委員会事務局内に設置される入学者検討委員会にて、入学が適当か総合的に判断します。

- ①令和8年4月1日時点で静岡市在住の中学1～3年生である
- ②令和7年度、在籍校において不登校状態である
または不登校の傾向※1がみられる児童生徒
- ③自分のペースで登校し、安心して学びたいと考えている生徒

※1不登校の傾向 例①：登校はできているが、教室に入らずに別室で過ごしている
例②：1日教室で過ごすことが難しく、遅刻・早退が多い



静岡市葵区駒形通2丁目4-47

<ACCESS>

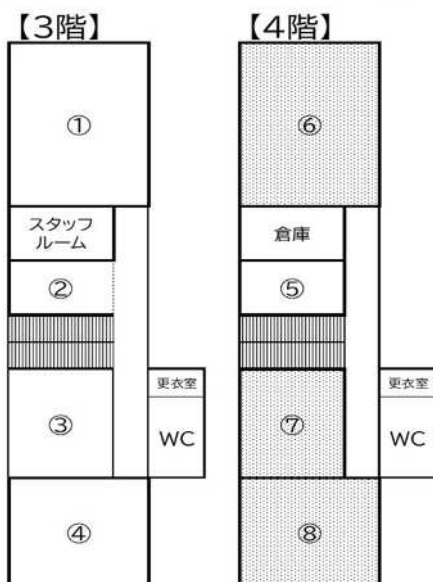
静岡駅：徒歩約20分
新静岡駅：徒歩約20分
駒形二丁目バス停(西部循環A、用宗線等)：徒歩2分
本通六丁目バス停(丸子線、丸子小坂線等)：徒歩3分

1日の流れ(イメージ)

※時間はイメージのため、今後変更となる可能性があります。

時間	月	火	水	木	金
9:35-9:50	朝の会：スタートアップ				
9:55-10:40	教科学習	通常の授業だけに限らず、個人の進度に合わせた学習や			
10:50-11:35	教科学習	ICTの活用、探究型学習、個別学習など、本人の意思に沿った「自分のペースでの学び」を行います。			
11:45-12:30	教科学習				
12:30-13:25	昼食・休憩				
13:25-14:10	教科学習	教科学習	リフレクション	総合	教科学習
14:20-15:05	リフレクション	総合	ブランクタイム (一人ひとりの「好き」や「興味関心」をもとに、自由に活動を行う) ※ 参加自由	総合	リフレクション
-15:30	ブランクタイム (一人ひとりの「好き」や「興味関心」をもとに、自由に活動を行う) ※ 参加自由	リフレクション		リフレクション	

教室配置



	部屋名 (仮称)	用途
①	マルチスペース	全体やグループで交流を深めたり、自由に体を動かし心身をリフレッシュするための場
②	いこいスペース	開放感の中でリラックスしたりコミュニケーションしたりする場
③	ロッカールーム	登校時に立ち寄り、自分の荷物を管理する部屋
④	カフェ・ラボ	ゆったり体や心を休めたり、本を読んだり、おしゃべりしたりと、様々な使い方ができる多目的空間
⑤	マイタイムルーム	じっくり1人で学習したい時の個人学習スペース
⑥⑦⑧	リビングルーム	各学年が登校後に集まり、授業等普段の日常生活を送る部屋

入学・転入までの流れ(予定)

※詳細は静岡市HP「不登校支援について」に随時掲載します。

時期	内容	備考
10月18日、11月1日、16日	学校説明会	学校の特色や入学の申請などについて説明します。
10月20日～11月28日	個別相談	説明会に参加できない場合は個別相談も受け付けます。
11月16日	学校見学会	改修前ですが、教室の広さや周辺を確認できます。
11月17日～12月5日	入学申請書受付	保護者から教育委員会に提出してください。
12月13日(予備日20日)	入学・転学面談	入学・転学には本人及び保護者の面談が必要です。
1月下旬	入学者の決定	教育委員会から個別に連絡します。
2月中旬	入学説明会	保護者に向けて、入学に関する説明を行います。
3月下旬	プレ登校日	希望する生徒に、職員が学校の施設等を案内します。
4月	開校式	登校開始

Q & A

Q 1 : 教育支援センターやフリースクールとはどこが違うのですか？

学びの多様化学校は、学校教育法で定められる「学校」に位置付けられます。そのため、生徒は学びの多様化学校に入学、もしくは現在籍校から学びの多様化学校に転校することになります。また、教育課程に沿って教員が授業を行い、卒業後の進路についても、通常の学校と同様の支援を行います。

Q 2 : 新通小の児童と一緒に生活するのですか？

新通小東校舎3・4階を使用しますが、使用教室や昇降口を分け、基本的には別々の生活となります。登下校時刻は、新通小と異なるように設定する予定です。

Q 3 : 末広中学校との関わりはどうか？

新通小学校への設置になりますが、中学生を対象とした末広中学校の分教室として設置するため、末広中学校に在籍する生徒になります。ただし、学校生活は基本的に末広中学校の生徒とは別々となります。

問い合わせ先

静岡市教育委員会事務局 学校教育課学びの多様化推進室
 住所 静岡市清水区旭町6番8号(清水庁舎8階)
 電話 054-354-2522 (受付 平日8:30~17:1

静岡市教育委員会HP
 「不登校支援について」
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8273/s013043.html>



07 静教教児第 2348 号

令和 7 年 12 月 19 日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静岡市教育委員会

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)



静岡市教育委員会は、下記の事項について、別紙のとおり変更することが適当であるか貴審議会へ諮問します。

記

1 知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理由)

令和 8 年度知的障害特別支援学級の 신설に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理由)

令和 8 年度自閉症・情緒障害特別支援学級の 신설に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

3 学びの多様化学校の通学区域の設定について

(理由)

令和 8 年度学びの多様化学校の 신설に伴い、学びの多様化学校の通学区域の設定があるため。

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立清水三保第一小学校に新設し、静岡市立清水三保第一小学校（知）及び静岡市立清水三保第二小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校	静岡市立清水三保第一小学校
		静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立番町小学校に新設し、静岡市立番町小学校（自・情）及び静岡市立新通小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校及び静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校	静岡市立番町小学校
		静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校

(2) 静岡市立安西小学校に新設し、静岡市立安西小学校（自・情）及び静岡市立井宮小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校及び静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校	静岡市立安西小学校
		静岡市立井宮小学校	静岡市立井宮小学校

(3) 静岡市立服織西小学校に新設し、静岡市立服織小学校（自・情）及び静岡市立服織西小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校、静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小学校、静岡市立南藁科小学校及び静岡市立大	静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校及び静岡市立南藁科小学校
		静岡市立服織西小学校	静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小

	川小学校		学校及び静岡市立大川小学校
--	------	--	---------------

(4) 静岡市立清水袖師小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）及び静岡市立清水袖師小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校
		静岡市立清水袖師小学校	静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校

(5) 静岡市立清水小学校に新設し、静岡市立清水小学校（自・情）及び静岡市立清水不二見小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校	静岡市立清水小学校
		静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水不二見小学校

3 学びの多様化学校の新設に伴う通学区域の設定

(1) 静岡市立末広中学校に新設し、静岡市立末広中学校（多様化）の通学区域を設定する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
—	—	静岡市立末広中学校	市内全域の静岡市立中学校

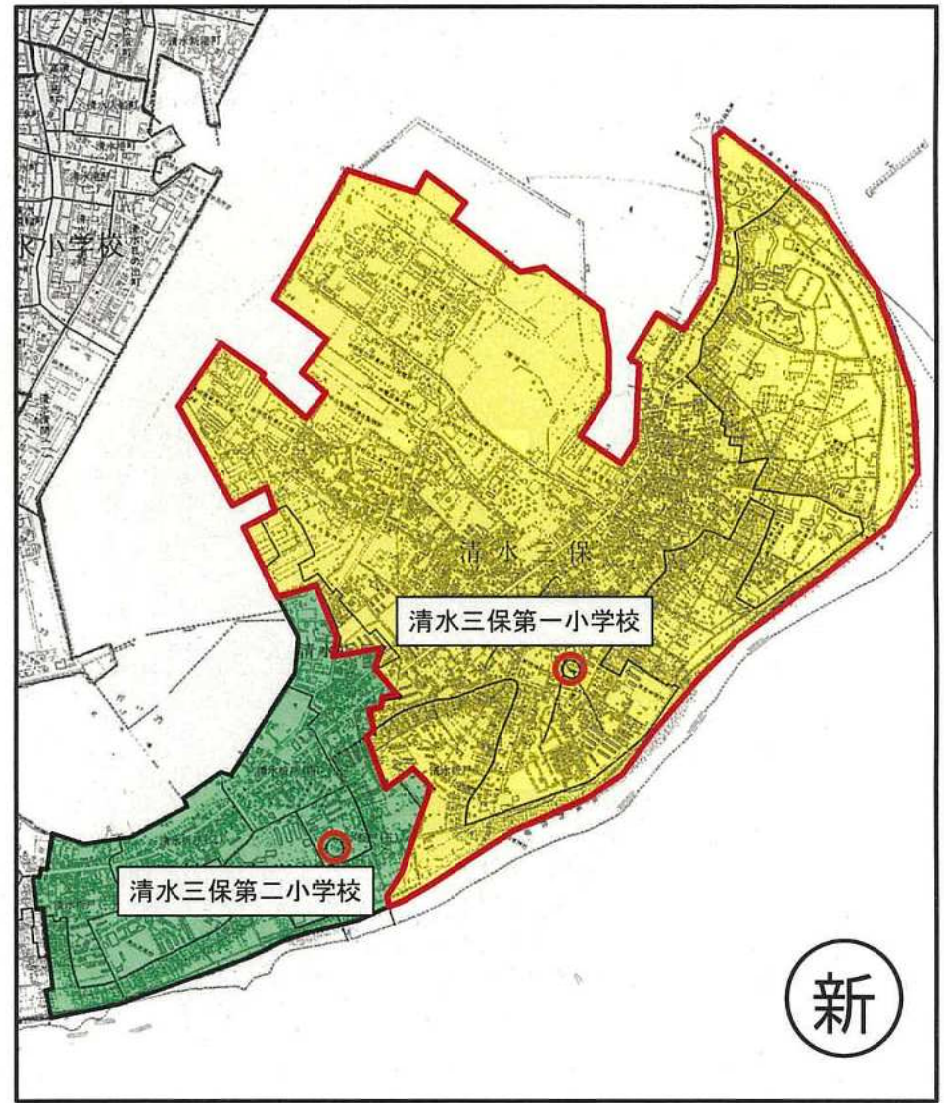
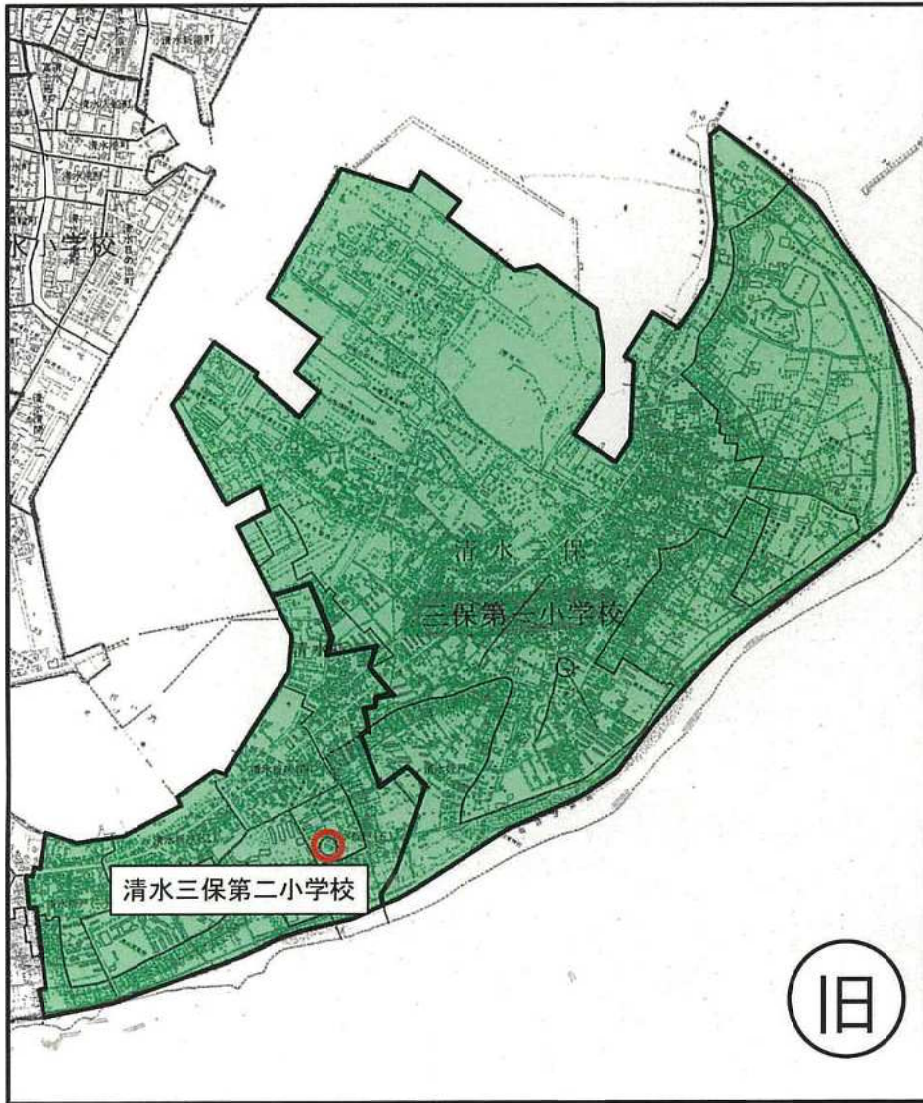
4 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

5 施行日 令和8年4月1日

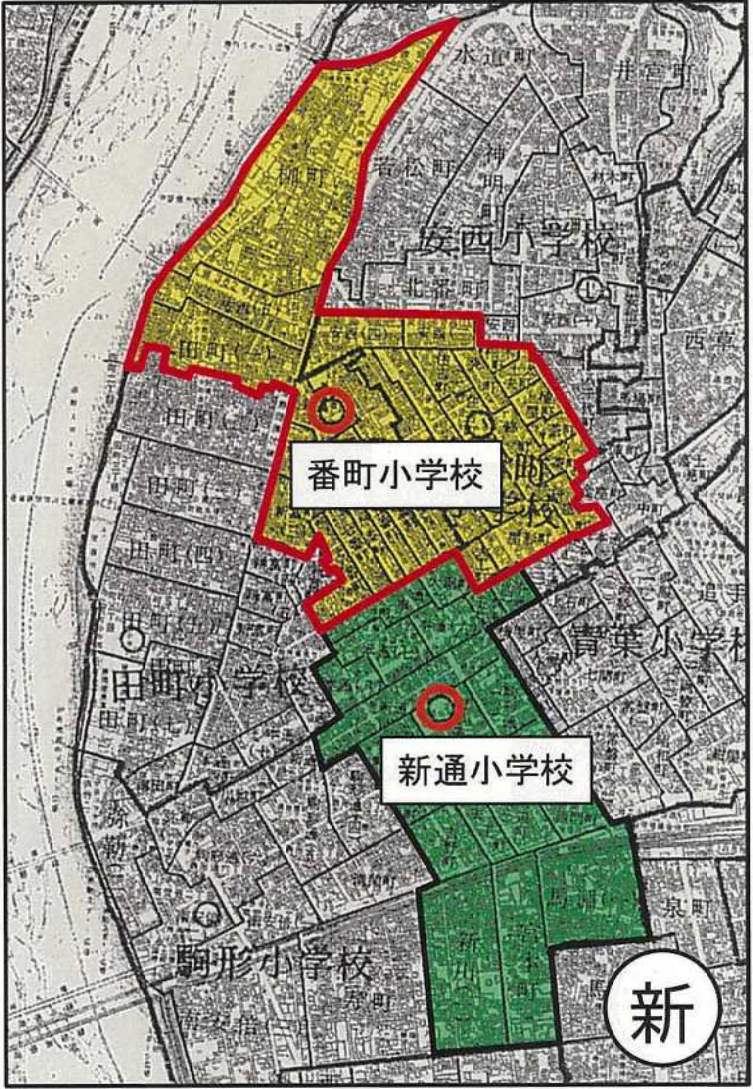
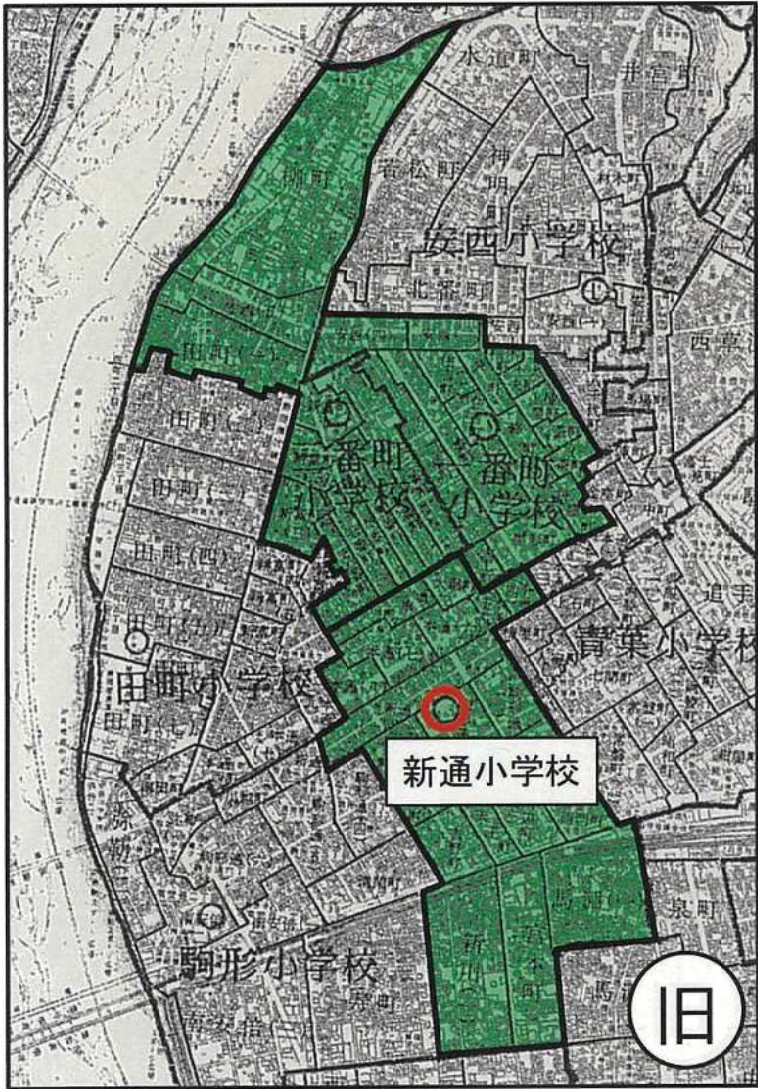
清水三保第一小（知）の新設
(清水三保第二小（知）の通学区域から分かれる)

地図①



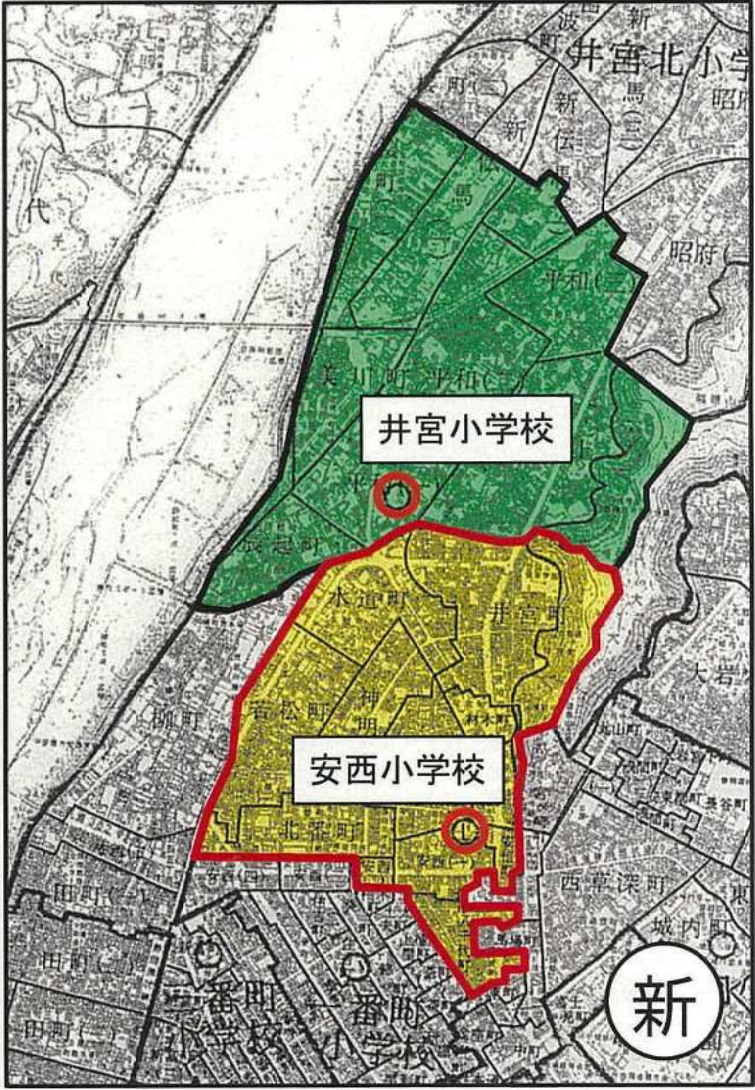
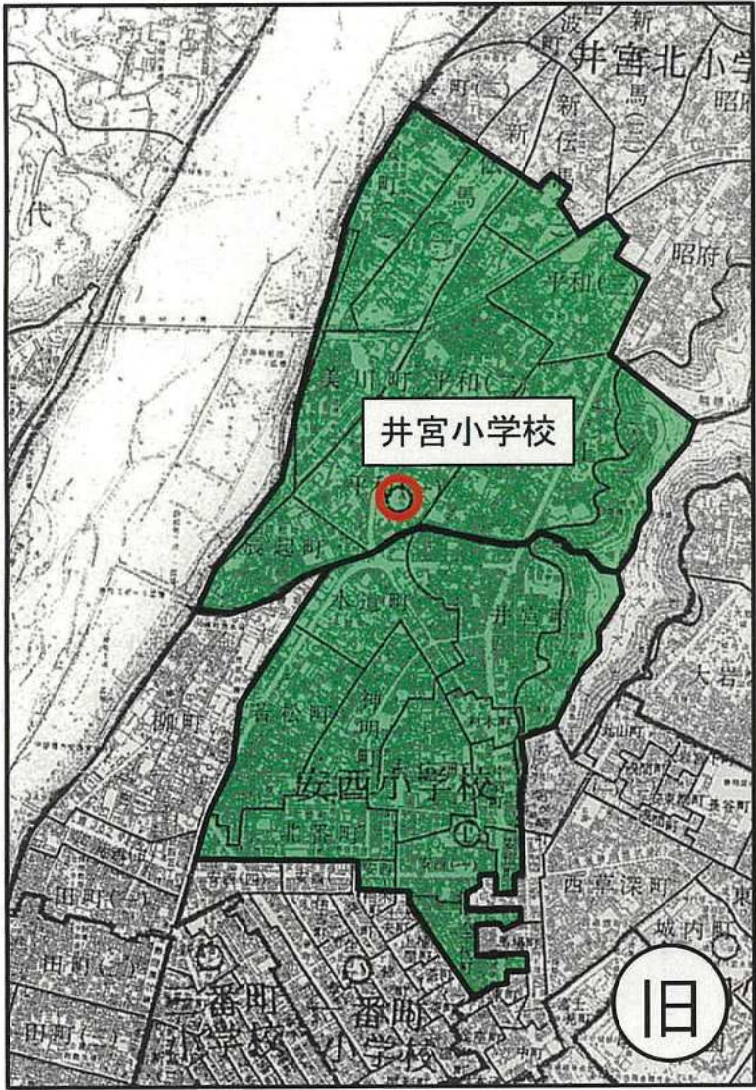
番町小（自・情）の新設
(新通小（自・情）の通学区域から分かれる)

地図②



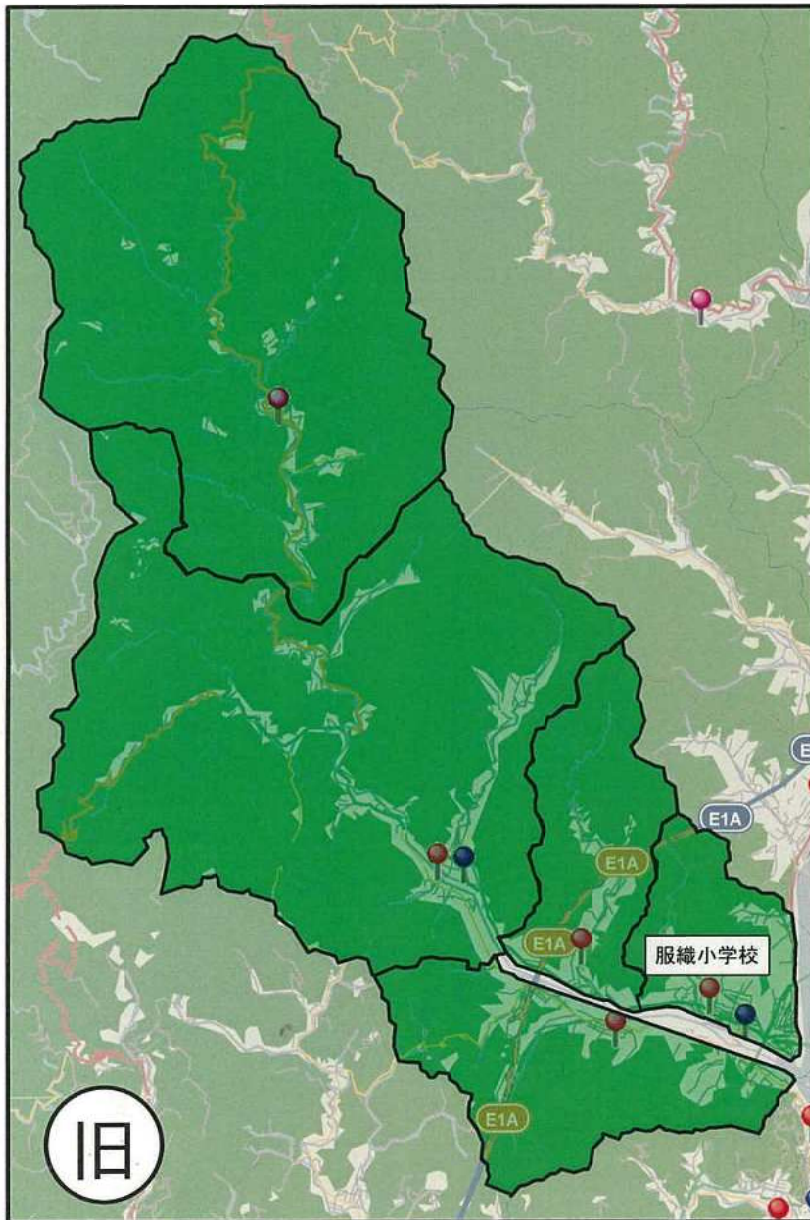
安西小（自・情）の新設
(井宮小（自・情）の通学区域から分かれる)

地図③



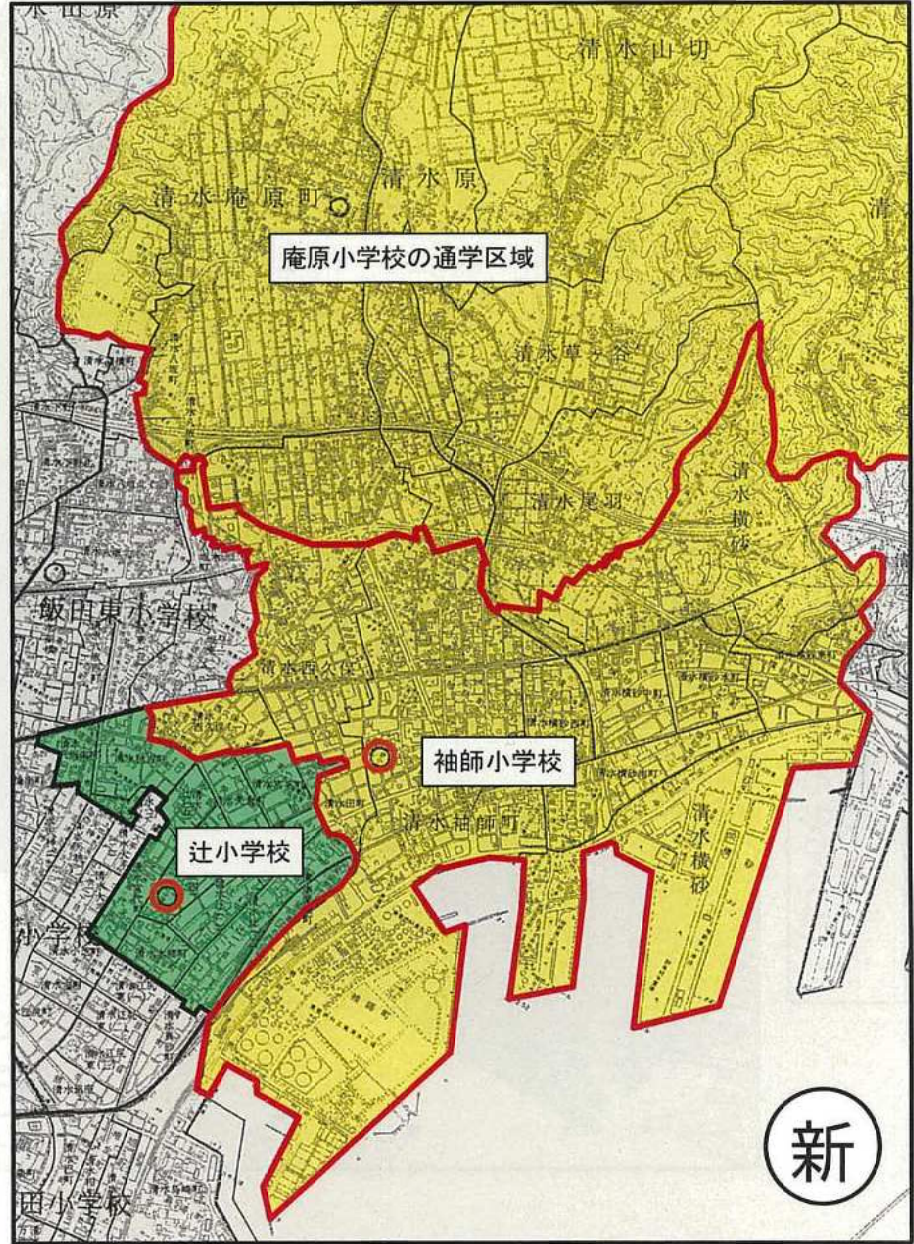
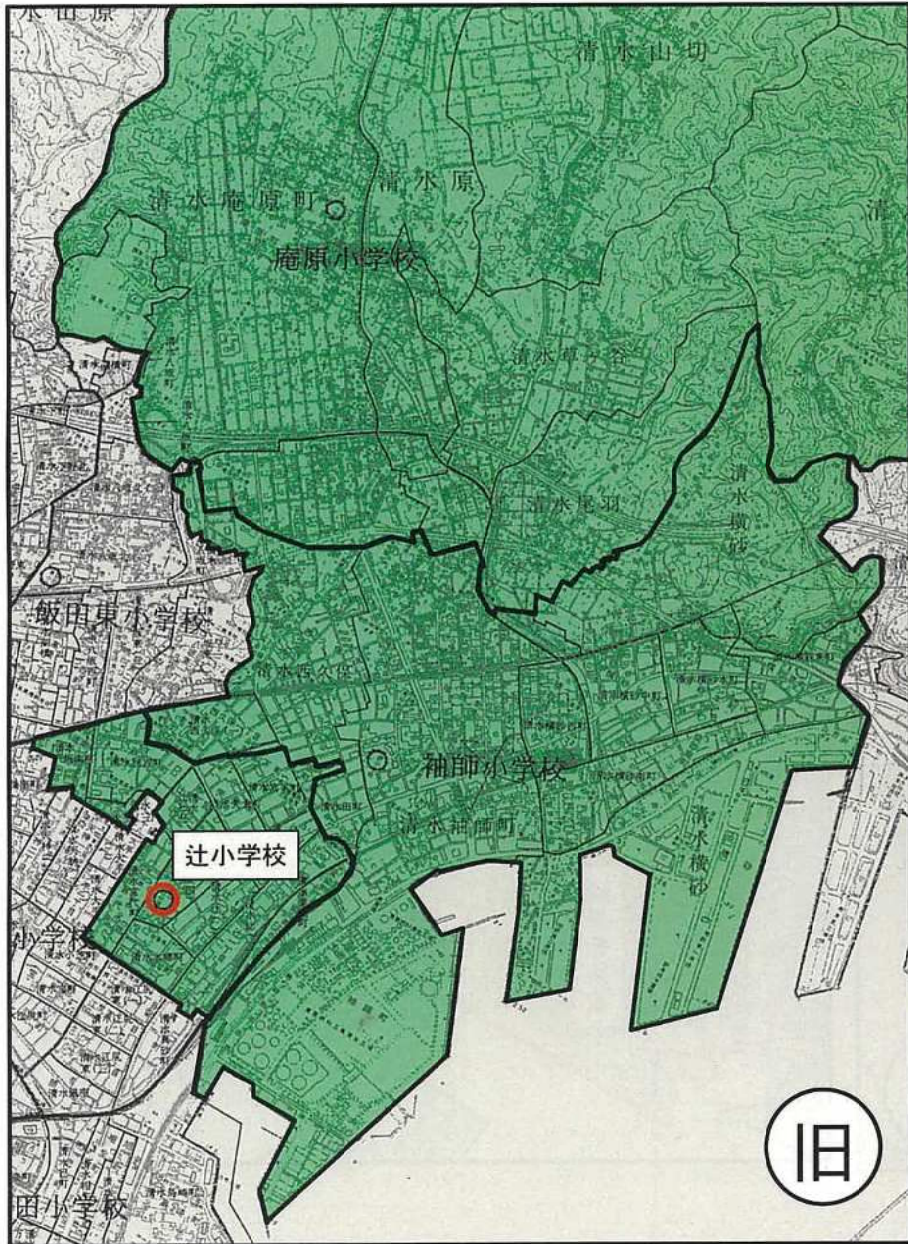
地図④

服織西小（自・情）の新設
(服織小（自・情）の通学区域から分かれる)



地図⑤

清水袖師小（自・情）の新設
（清水辻小（自・情）の通学区域から分かれる）



地図⑥

清水小（自・情）の新設
(清水不二見小（自・情）の通学区域から分かれる)

